

特別支援教育就学奨励費についてのお知らせ

特別支援教育就学奨励費では、特別支援学級に在籍するお子様をお持ちの保護者の経済的負担の軽減のため、負担能力に応じて必要な経費を助成いたします。

1. 支弁区分について

特別支援教育就学奨励費は、保護者の負担能力の程度(世帯全員の収入状況等)に基づき支弁区分を決定し、これに応じて支給されます。支弁区分は次の3つに分かれます。

支弁区分	算定基準
I	所得が生活保護基準の1.50倍未満の世帯
II	所得が生活保護基準の1.50倍以上2.50倍未満の世帯
III	所得が生活保護基準の2.50倍以上の世帯

2. 申請手続き

『収入額・需要額調書』に必要事項を記入し、下記の『所得に関する書類』を添付の上、委任状とともに学校にご提出ください。

【受給を希望される場合は、『所得に関する書類』を必ず添付してください。】

『所得に関する書類』

※①～③以外は不可

- ① 令和2年分給与所得の源泉徴収票(コピー可)
- ② 令和2年分の所得税の確定申告書の控(コピー可)
- ③ 令和3年度市・県民税申告受付書(市役所市民税課で申告の場合)

令和3年1月1日時点で茅ヶ崎市に住民登録がない方(他市区町村から転入した方)は、住民登録地にて『令和3年度市民税・県民税の課税又は非課税証明書』を取得し、ご提出ください。

※上記証明書以外は不可。(取得方法や取得可能時期等については各市区町村にお問い合わせください。)

※辞退される場合は、辞退届と収入額・需要額調書の一番上の太枠のみ記入してご提出ください。

(世帯の状況欄の記入と委任状は不要です。)

※支弁区分がⅢの方と就学援助受給者は、支給対象費に限りがありますので、後述の「4. 支給の対象となる範囲」にてご確認ください。

提出期限 年 月 日

※提出期限以降のご提出は、提出日以降から支給の対象となります

(通学費も提出日以降から支給の対象となります)

3. 支弁区分の決定通知と支給方法

提出された申請書をもとに支弁区分を決定し、学校を通じて7月中旬頃にお知らせします。

支給については、①9月末日(4~7月分)、②1月末日(8~12月分)、③3月末日(1~3月分)の3回に分けて、ご指定の口座へ支給します。(令和2年度より、**支給方法を口座振込へ変更**しました。これにより、就学援助費同様、**支給をお知らせする通知はお送りしません**ので、ご承知おきください。)

4. 支給の対象となる範囲

費 目	支給額について(上限あり)	支給対象(支弁区分による)
学校給食費	かかった経費の1/2	
校外活動費	宿泊なし…交通費・見学料の1/2 宿泊あり…交通費・宿泊費・見学料の1/2	
修学旅行費	かかった経費の1/2	
学用品・通学用品購入費	国の基準を元に支給時期毎に分割	
新入学児童生徒学用品・ 通学用品購入費	国の基準を元に新1年生のみ支給	
通学費(注1)	かかった経費(Ⅲは実費の1/2)	I・II・III(注2)
職場実習交通費	交通費(Ⅲは実費の1/2)	
交流及び共同学習 交通費	特別支援学校や他校の特別支援学級との 交流の際にかかった交通費 (Ⅲは実費の1/2)	

注1 ① 付添人の通学費については、小学生と中学生で対象が違いますのでご注意ください。

小学生 … 全ての付添人が支給対象

中学生 … 肢体不自由、重度・重複障害の生徒の付添人のみを対象

② ガソリン代の算定にあたっては、収入額・需要額調書にご記入いただいた距離をこちらで再度確認し、申請書とは異なる距離で計算する場合があります。

③ 通常の通学手段として、恒常的(年間を通じて毎週3日以上)に放課後等デイサービス等の送迎サービスを利用する場合は、当該送迎サービス利用部分の通学費は支給されません。

注2 支弁区分がⅢの方は、支給対象費が「通学費」「職場実習費」「交流及び共同学習交通費」で、支給額はそれぞれ実費の1/2です。

注3 就学援助受給者と生活保護受給者は、「職場実習費」「交流及び共同学習交通費」のみ対象となります。